

福祉・介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて

○「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」とは

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における福祉・介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定において対応することとされました。

これを受けて、令和元年度の障害福祉サービス等報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
- ・ 職場環境等要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること。
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること。

○「見える化要件」とは・・・

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の算定要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、福祉・介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を「情報公表制度」や事業者のホームページを活用するなどして、外部から見える形で公表することになっています。

○職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

加算取得状況

事業所名	サービス名	処遇改善加算	特定処遇改善加算
就労継続支援B型事業所 稚内市北光園	就労継続支援B型	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ
共同生活援助事業所スマイル らいふ	共同生活援助（外部 サービス利用型）	加算Ⅰ	特定加算Ⅱ

職場環境等要件の揭示

区 分	職場環境等要件項目	当法人としての取組み
資質の向上	その他（資格取得等、仕事の質の向上を目指す職員のための支援）	社会福祉主事任用資格の取得、就労支援事業に係るクリーニング師免許取得のため、受講期間や受験の日程に合わせて業務調整又は休暇付与による支援を行うほか、サービス管理責任者基礎研修、強度行動障害支援者養成研修を受講するための旅費・受講費用の全額を事業所が負担する。
労働環境・処遇の改善	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施、ストレスチェックの実施、全館及び敷地内全面禁煙、職員休憩室の確保。
そ の 他	非正規職員から正規職員への転換	同一労働条件の非正規職員を全員正職員に転換した。